

寒剤運搬時のルール（低温センター）

建物内	廊 下	・ 建物上下方向の移動を除き、運搬可とする。	
	階 段	・ 危険性のない容器（小容量容器等）については、留意して運搬すること。	
	エレベータ	・ 人は同乗しない。 ・ 運搬は必ず2名以上で行い、1名は行先階を押し、もう1名は目的階で受け取れるよう待機しておく。 ただし、委託業者等が、特別な安全対策（非常用呼吸器常備など）を行った上で運搬を行う場合、及び完全な空容器※1に関しては、この限りでは無い。	
道路上	手持ち 手押し 台 車	・ 固定方法等に留意し、転倒防止策を講ずること。 ・ 平坦な道路であれば、容量制限なく運搬可とする。ただし、十分安全に配慮すること。 ・ 坂道であれば、容量が単体で20L以下の容器のみ運搬可とする。	
	車 両	乗用車	原則禁止
		トラック	・ 容量が単体で50L以上の容器を運搬する場合は、保安上必ず2名で行う。 ・ 容量が単体で25Lを超えた場合、あるいは容量の合計が50Lを越えた場合、車両の前後に高圧ガス警戒表を貼る。（計算は満充填の1/2以上充填している容器に限る） ・ ロープ等での固定や、凹凸のある道路を避ける等の転倒防止策を講ずる。 ・ 同空間に同乗する場合は、窓を開ける。

各部局のルールが別にある場合は、そちらに従って頂きますようお願いいたします。

※1 ただし、工学部系(W2,3,4,HY等)は、空の寒剤容器であっても、非常用空気呼吸器の携帯なしでは同乗できないこととする(福豊帝酸決定)2026.9.14

部局との調整により、利用が指定されているエレベータ

- W1号館 B棟(EV3/EV4)、C棟(EV5/EV6)を寒剤運搬利用可能エレベータとして指定（2026年3月～）
- W2号館 東側エレベータ2機(EV7/EV8)
- W3号館 ロータリー側エレベータ1機(EV7)
- W4号館 中央エレベータ2機(EV1/EV2)
- W5号館 西ウイングEV1、東ウイングEV7